

第14 誘導灯及び誘導標識

1 用語の定義

- (1) 「居室」とは、建基法第2条第4号に規定する居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室及びこれらに類する室（継続的に使用することのない出入口が容易に見とおすことができる小規模な車庫、収納庫、更衣室その他これらに相当する室を除く。）をいう。
- (2) 「避難施設」とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、当該附室の出入口又は直接屋外へ通ずる出入口をいう。
- (3) 「廊下等」とは、避難施設に通ずる廊下又は通路をいう。
- (4) 「主要な避難口」とは、次に掲げる避難口をいう。

ア 避難階

屋内から直接地上に通ずる出入口

附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口

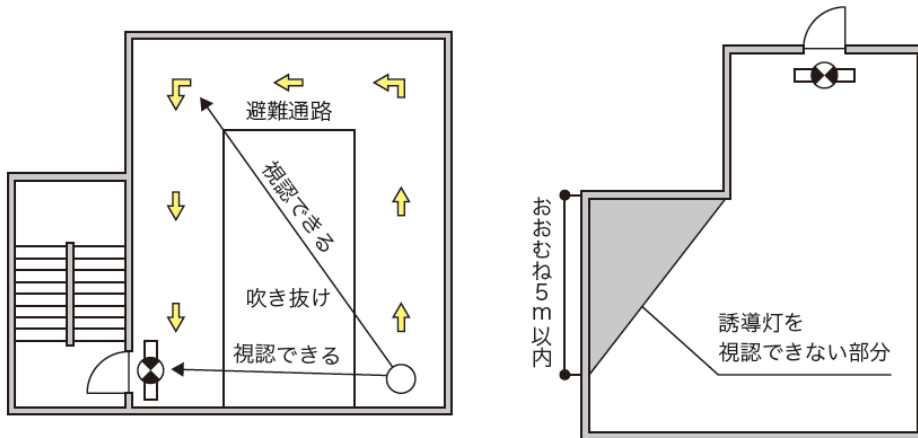
イ 避難階以外の階

直通階段の出入口

附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口

- (5) 「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による避難施設又は誘導灯の視認の障害がないことをいう。

なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できることが必要であること。ただし、避難施設又は誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動（おおむね5m以内）することにより避難施設又は誘導灯を視認できる場合は、この限りでない。



- (6) 「非常用の照明装置」とは、建基令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、当該建基令の技術基準に適合しているものをいう。

2 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。

(1) 避難口誘導灯

居室の各部分から主要な避難口（避難階（無窓階を除く。）にあつては最終避難口、避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）にあつては直通階段の出入口。）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあつては20m以下、避難階以外の階にあつては10m以下であるもの

(2) 通路誘導灯

ア 居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあっては40m以下、避難階以外の階にあっては30m以下であるもの

イ 階段又は傾斜路のうち、「非常用の照明装置」により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができるもの

(3) 誘導標識

居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるもの

3 誘導灯の有効範囲

(1) 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次のア又はイに定める距離のうちいずれかの距離以下となる範囲とされていること。この場合において、いずれの方法によるかは、設置者の選択によるものであること。

ア 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

なお、当該距離については、A級にあっては縦寸法0.4m、B級にあっては0.2m、C級にあっては0.1mを基本に定められたものであること。

区 分		距離(m)	
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C級※		15
通路誘導灯	A級	20	
	B級	15	
	C級	10	

※ 避難口誘導灯のうちC級ののものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていないこと。
(誘導灯告示、第4第1号(六)イただし書。)

イ 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k \times h$$

Dは、歩行距離（単位 m）

hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位 m）

kは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

区分	kの値	
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯	50	

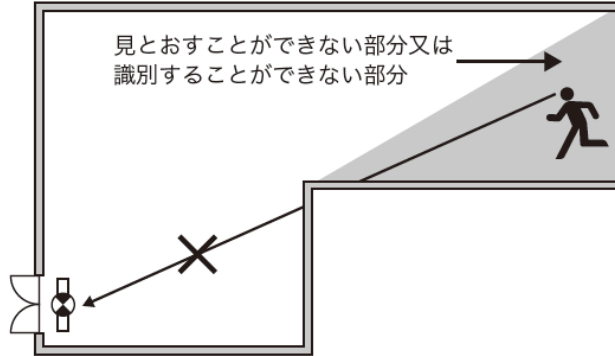
【算定例】

- a 区分：避難口誘導灯A級（避難の方向を示すシンボルなし）
表示面縦寸法：0.5m
 $150 \times 0.5 = 75\text{m}$
- b 区分：避難口誘導灯B級（避難の方向を示すシンボルあり）
表示面縦寸法：0.3m
 $100 \times 0.3 = 30\text{m}$
- c 区分：通路誘導灯A級
表示面縦寸法：0.5m
 $50 \times 0.5 = 25\text{m}$

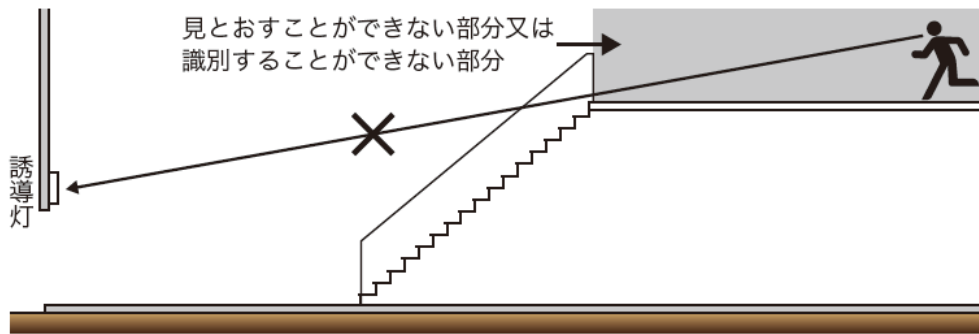
(2) 規則第28条の3第2項ただし書きに規定する「誘導灯を容易に見とおすことができないう場合又は識別することができない場合」とは、次の場合が該当すること。

ア 壁面があり陰になる部分がある場合

ただし、人が若干移動（おおむね歩行距離5m以内）することにより、誘導灯を容易に見とおすことができる場合又は識別できる場合を除く。

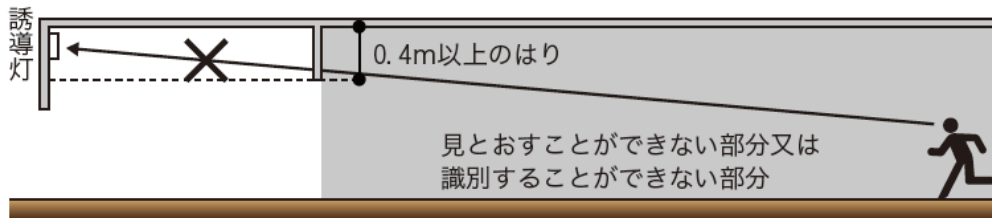


イ 階段により階数が変わる場合



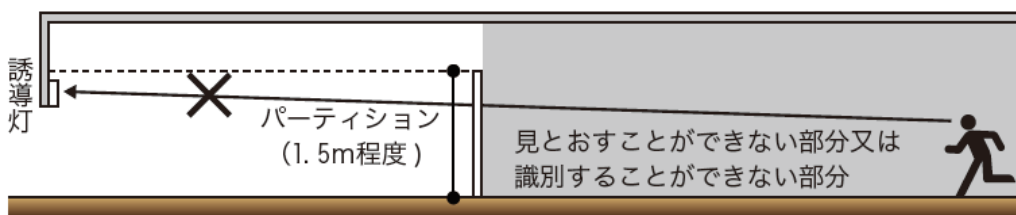
ウ 0.4m以上のはり、又は防煙たれ壁がある場合

なお、吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は、見とおしはきかないものとする。



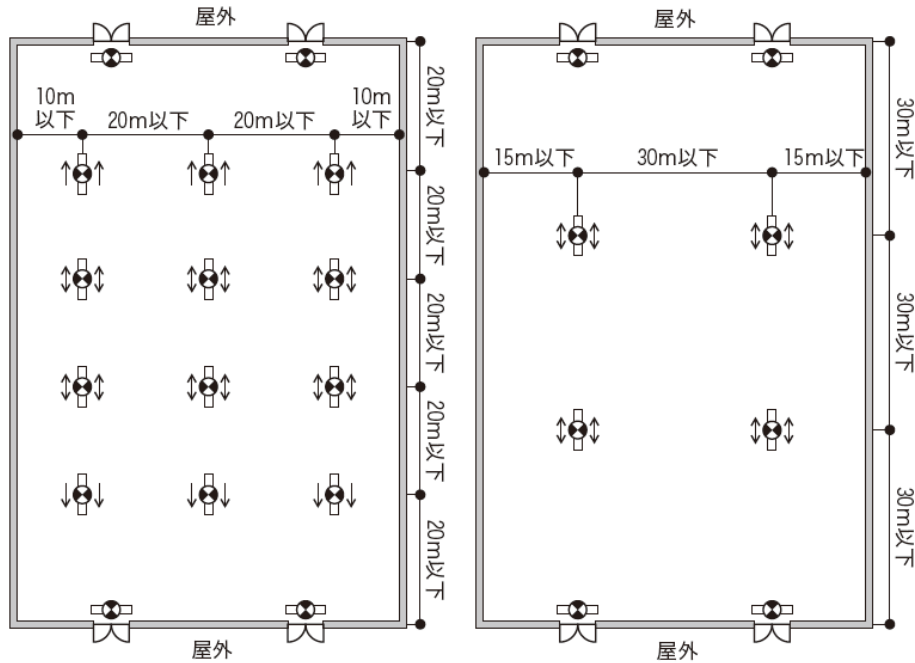
エ 一定以上の高さのパーティション、ショーケース、棚、又は可動間仕切がある場合

なお、一定以上の高さとは通常1.5m程度とし、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。



オ 吊広告、垂れ幕がある場合

(3) 規則第28条の3第2項ただし書きに規定する「誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲」とは、次図の例により設けること。(B級の場合)



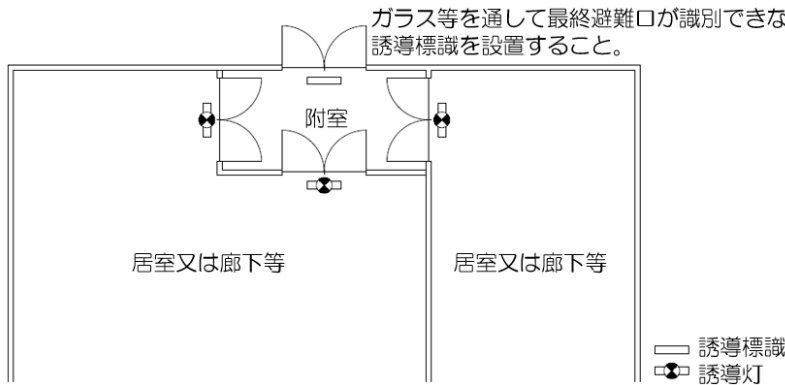
4 避難口誘導灯

避難口誘導灯は、次の位置に掲げる場所に設置すること。

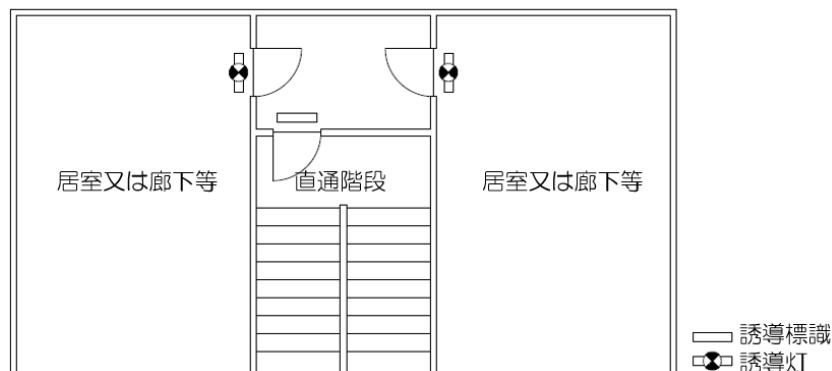
(1) 最終避難口

最終避難口に附室が設けられている場合にあつては、避難口誘導灯は当該附室の出入口に設ければよく、(避難経路が明らかな)近接した位置に二重に設ける必要はないこと。

ただし、附室内に複数の出入口があるため、最終避難口が識別できない場合には、当該最終避難口に誘導標識を設置すること(次の(2)において同じ。)



(2) 直通階段の出入口

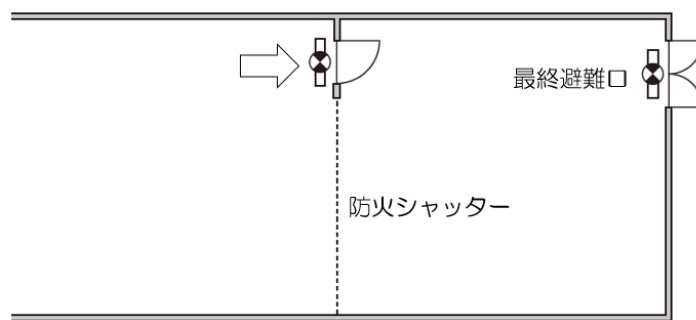


(3) (1)又は(2)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡）以下である居室の出入口を除く。）

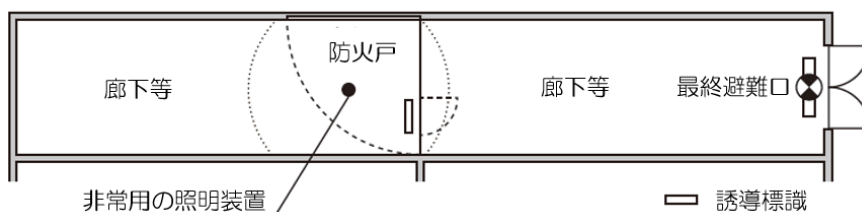
(4) (1)又は(2)に掲げる避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸で、直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）

ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。

（くぐり戸付きの防火シャッターの場合の例）

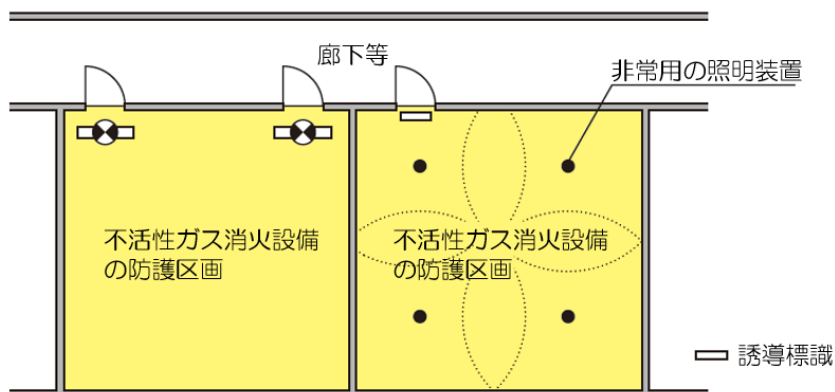


（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸の場合の例）



(5) 地階へ通じている直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口（避難経路となるものに限る。）

(6) 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の防護区画からの出入口（非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。）



5 通路誘導灯

通路誘導灯は、次の位置に掲げる場所に設置すること。

- (1) 廊下等の曲がり角
- (2) 最終避難口及び直通階段の出入口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所
- (3) 廊下等の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

7 誘導灯の消灯

(1) 誘導灯の消灯対象

ア 防火対象物が無人である場合

規則第28条の3第4項第2号に規定する「防火対象物が無人である場合」とは、次によること。

(ア) 「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすこと。

(イ) 「無人」でない状態では、消灯対象とはならないこと。

イ 外光により避難口又は避難の方向が選別できる場所

規則第28条の3第4項第2号イに規定する「外光により避難口又は避難の方向が選別できる場所」に設置する場合は、次によること。

(ア) 「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。

(イ) 消灯対象となるのは、外光により避難施設を識別できる間に限られること。

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所

規則第28条の3第4項第2号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合は、通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

用途	使用状態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分(酒類、飲食の提供を伴うものを除く。)など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。 したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分(酒類、飲食の提供を伴うものを除く。)など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的(数分程度)に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

規則第28条の3第4項第2号ハに規定する「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合は、次によること。

(ア) 「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物(特に避難経路)について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。

(イ) 当該規定においては、令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

(2) 消灯方法

ア 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特

に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。

イ 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。

ウ 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること、②火災の際には誘導灯が点灯すること、③避難経路について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

(3) 点灯方法

ア 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。

イ 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が前(1)の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、次表のとおりであること。

消灯対象	消灯方法	
	自動	手動
当該防火対象物が無人である場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置等	

※1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

※2 自動を選択した場合であっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

(4) 配線等

ア 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。

イ 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。

ウ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができること。

エ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

8 設置場所に応じた誘導灯の区分

(1) 防火対象物又はその部分の用途及び規模に応じて、設置する誘導灯の区分は、次表によること。

防火対象物の区分	設置することができる誘導灯の区分	
	避難口誘導灯	通路誘導灯
令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物	○A級 ○B級（表示面の明るさが20以上のもの又は点滅機能を有するもの）	○A級 ○B級（表示面の明るさが25以上のもの） ※廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別できるときは、この限りでない。
令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は、同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1000㎡以上のもの		
上記以外の防火対象物又はその部分	○A級 ○B級 ○C級	○A級 ○B級 ○C級

※点滅機能を有する誘導灯は、規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口についてのみ設置可能とされていること。

(2) 対象となっていない防火対象物又はその部分についても、一般的に背景輝度の高い場所や光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等にあっては、同様の措置を講ずることを指導すること。

(3) 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に誘導灯を設置する場合には、令第32条の規定を適用して、その区分をA級、B級、又はC級とすることができる。

9 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能

(1) 点滅形誘導灯等は、最終避難口又は直通階段の出入口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。

(2) 点滅機能又は音声誘導機能の付加は任意（点滅機能にあつては、規則第28条の3第4項第3号の規定に適合するための要件となっている場合を除く。）であるが、次に掲げる防火対象物又はその部分には、これらの機能を有する誘導灯の設置を指導すること。

ア 令別表第一(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち視力又は聴力の弱い者が出入するものでこれらの者の避難経路となる部分

イ 百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入する防火対象物で雑踏、照明・看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分

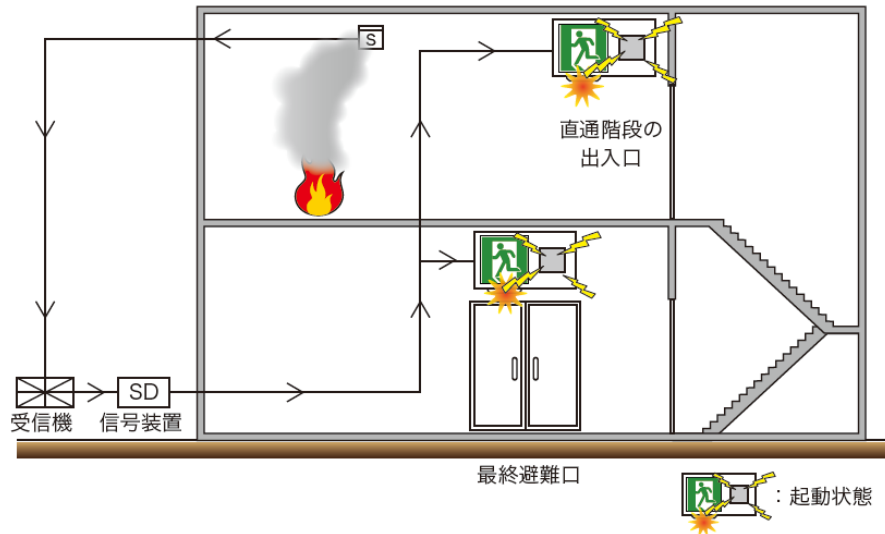
ウ その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分

(3) 起動方法

ア 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。

イ 規則第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとする。

ウ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と整合を図ること。



(4) 停止方法

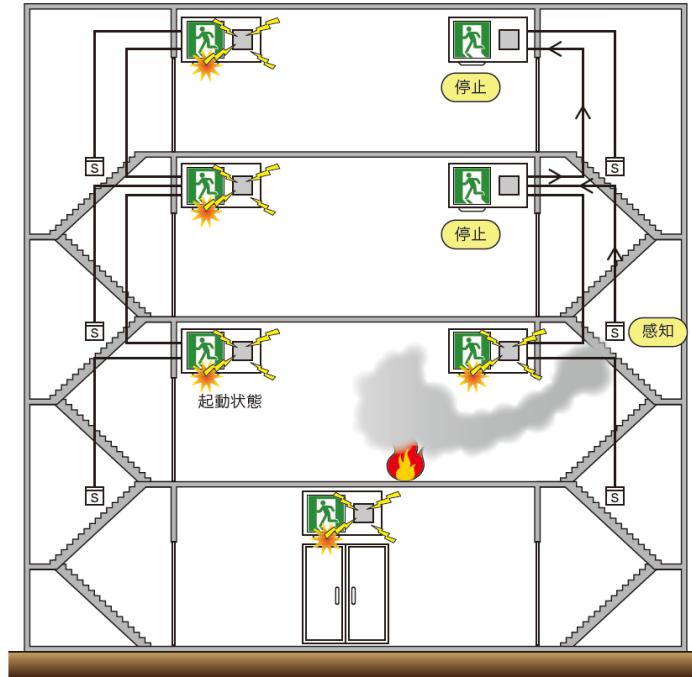
ア 熱又は煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、直通階段の出入口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること。ただし、次に掲げる出入口に点滅形誘導灯等を設置するものにあつては、この限りでない。

- (ア) 屋外階段の出入口又は当該附室の出入口
- (イ) 屋内避難階段等（H14消告7号）の出入口又は当該附室の出入口
- (ウ) 特別避難階段の出入口又は当該附室の出入口
- (エ) 最終避難口又は当該附室の出入口

イ 前アの場合において、当該階段室には、煙感知器を次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあつては、出火階の直上階以上、地下階の場合にあつては地階の点滅及び音声誘導を停止させるものであること。

- (ア) 地上階にあつては、点滅形誘導灯等を設置した直下階に、地下階にあつては、地下1階に点滅及び音声誘導の停止専用の煙感知器（第2種蓄積型又は第3種蓄積型）を設けること。なお、当該煙感知器には、その旨の表示を付すこと。
- (イ) 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあつては、前(ア)にかかわらず当該煙感知器と連動させてもよいものであること。なお、自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅及び音声誘導を停止させる場合は、出火階の火災信号等と、階段室に設けられた煙感知器の火災信号とを演算処理できる信号装置を設ける必要があること。

ウ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベル（当該誘導灯の中心から1m離れた位置で70dB）を調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

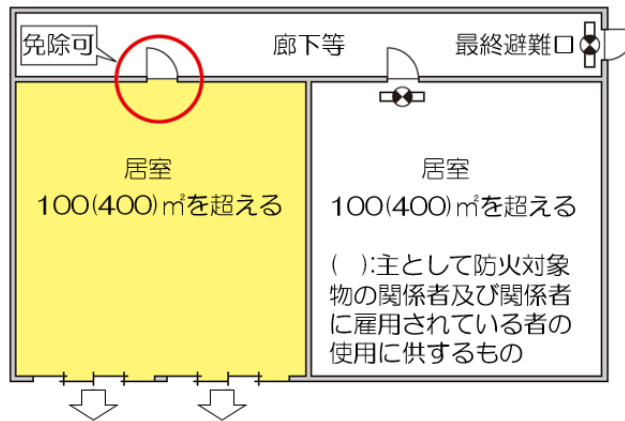


10 特例基準

(1) 避難口誘導灯

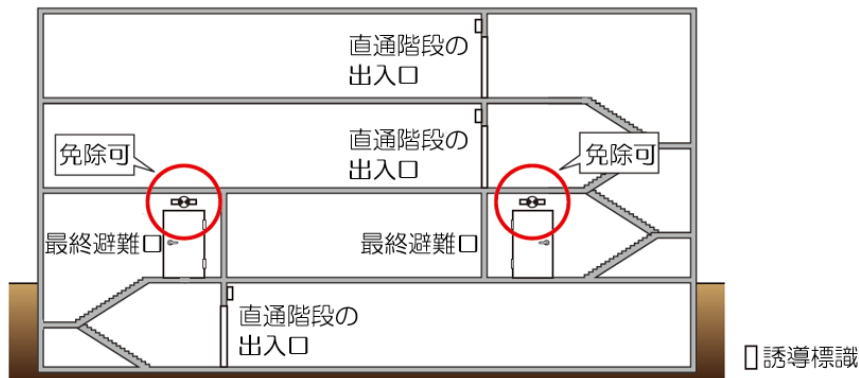
次のいずれかに該当する場合は、避難口誘導灯の設置をしないことができる。

ア 防火対象物の避難階で、居室の掃き出し窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口



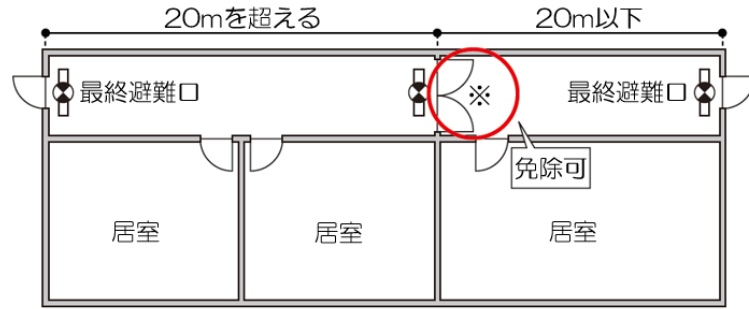
掃き出し窓等の屋外へ避難できる窓

イ 直通階段からの最終避難口で、直接地上に出られることが判断できる場合



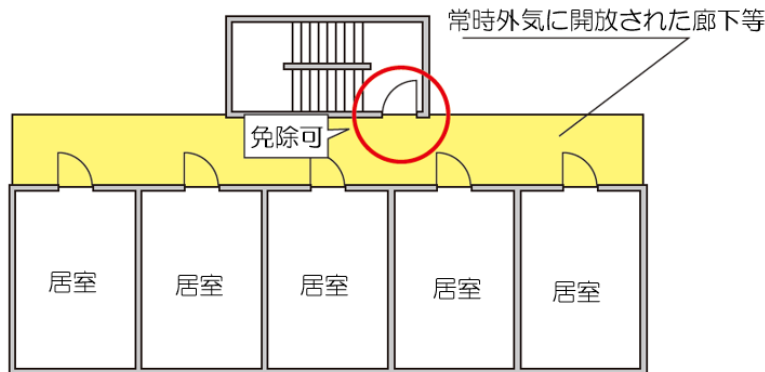
ウ 規則第28条の3第3項第1号ニに定める場所のうち、避難施設に面する側で、当該場所から避難施設を容易に見とおし、かつ、識別することができるも

ので、その歩行距離が20m以下となる部分



※避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸

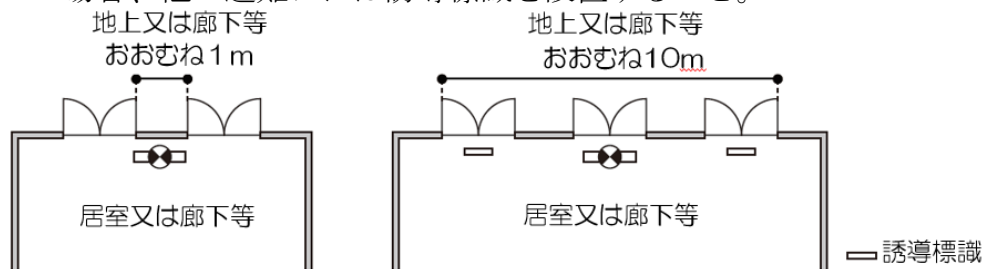
エ 最終避難口及び直通階段の出入口のうち、廊下等が常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない出入口



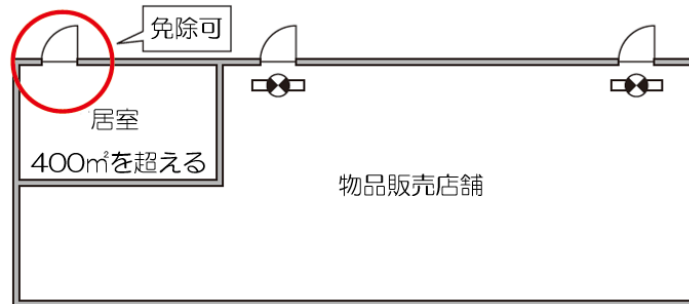
オ 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物のうち、屋外観覧場で部分的に客席が設けられ、客席放送、避難誘導員等により避難誘導体制が確立されている場合における観覧席からの出入口部分(夜間に使用する場合を除く。)

カ 避難口が接近して2以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口(おおむね10m以内にあるものに限る。)

この場合、他の避難口には誘導標識を設置すること。



キ 居室の各部分から避難施設の位置が明らかに見とおすことができ、かつ、容易に識別できる部分(防火対象物の関係者及び関係者に雇用されているもの以外の者の出入りがないものに限る。)



ク 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分

ケ 無人の倉庫等で、階数が1のもので避難上支障がない場合。

(2) 通路誘導灯

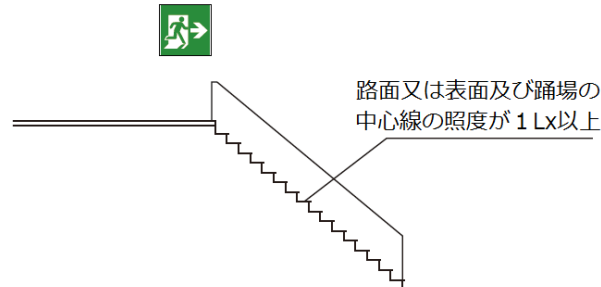
次のいずれかに該当する場合は、通路誘導灯の設置しないことができる。

- ア 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等
- イ 令別表第1(6)項ニ((16)項イに掲げる防火対象物の当該用途部分を含む。)に掲げる防火対象物で、日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる廊下等
- ウ 常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない廊下等
- エ 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する廊下等
- オ 客席誘導灯を設けた居室内
- カ 避難口誘導灯の設置を要しない居室内
- キ 防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等

(3) 階段通路誘導灯

次のいずれかに該当する場合は、階段通路誘導灯を設置しないことができる。

- ア 屋外階段又は外光により避難上有効な照度が得られる常時外気に開放された階段
- イ 令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物で日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる階段
- ウ 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段
- エ 階段付近に設けられた避難口誘導灯により、規則第28条の3第4項第4号に規定する照度が確保できる当該階段部分



(4) 冷凍庫又は冷蔵庫における誘導灯の緩和

冷凍庫等の低温環境において、適応する誘導灯がない場合、次のいずれかにより誘導灯を設置しないことができる。

- ア 冷凍庫等内における各部分から最も近い出入口間での歩行距離が30m以下である場合
- イ 避難上十分な照度を有する非常灯及び出入口であることを明示することができる非常電源を付置した緑色の灯火を設置した場合

(5) 無窓階における誘導灯の緩和

次の条件を満たしている場合に限り、誘導標識とすることができるものとする。

- ア 当該階の床面積がおおむね50㎡未満であること。
- イ 従業員のみが使用する部分であり避難に支障がないもので、避難口を容易に見とおすことができる。
- ウ 非常照明又は懐中電灯が設置されていること。

(6) 誘導標識

次のいずれかに該当する場合は、誘導標識を設置しないことができる。

- ア 誘導灯の設置に関し特例基準を適用できる部分

イ 次に適合する主要な避難口

(ア) 廊下等の各部分から容易に見とおし、かつ、識別することができること。

(イ) 廊下等の各部分から歩行距離が15m以下であること。

(7) 誘導灯が設置された戸の施錠について

原則として、小牧市火災予防条例第47条第3項の規定のとおり、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造である場合を除き、施錠装置を設けないこと。

ただし、公開時間又は従業時間中において、人が常時監視し、非常の際容易に解錠できる場合に限り、前記以外の施錠装置を設けることができる。

この場合の「人が常時監視し」とは、管理人等が、施錠される部屋又は当該部屋の外部で避難口直近から、当該部屋又は当該避難口の状況をその使用期間中、目視により監視できることをいい、即応体制がとれる状態をいう。

また、「非常の際容易に解錠できる」とは、人が常時監視している状態において、当該管理人等がその場で解錠できるものをいう。

(8) 次のいずれかに該当する場合は、客席誘導灯の設置を要しないことができる。

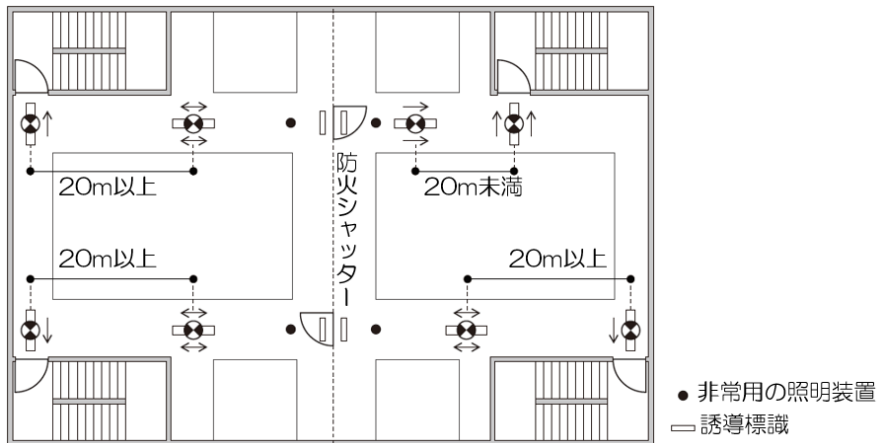
ア 外光により避難上有効な照度を得られる屋外観覧場等の客席部分

イ 避難口誘導灯により避難上有効な照度を得られる客席部分

ウ 移動式の客席部分で、非常用の照明装置により避難上有効な照度を得られる部分

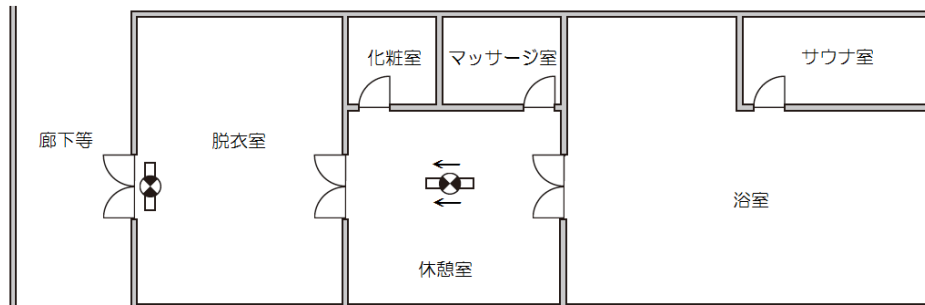
11 具体的な設置例

(1) 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で、当該出入口から20m以上となる部分に設置するものの表示は、原則として二方向避難を明示し、その他のものは、一方向指示すること。また、居室内に防火戸（防火シャッターを含む。）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること。

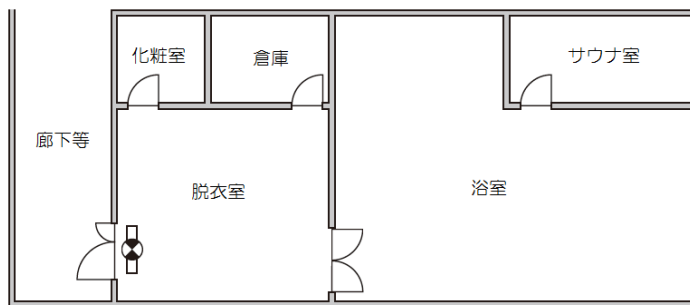


(2) 令別表第1(9)項イの用途に供する部分、社会福祉施設の浴室等で、浴室、脱衣室等の居室が廊下等を経ないで通行できる場合は、この居室の連続を一つの居室内通路とみなして設置すること。

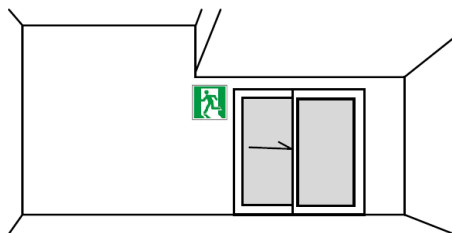
例1



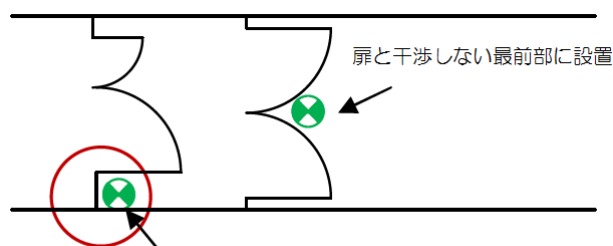
例2



(3) 誘導灯を避難口の直近上部に設置できない場合は、視認に有効な避難口の直近に設置すること。

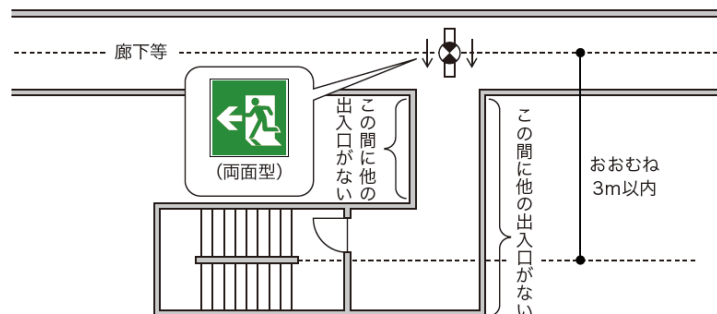


避難口の扉と干渉する場合は、上図の例（とびらが開いた状態で視認できない位置は除く。）によるほか、当該扉と干渉しない直近の前部に設置すること。



扉が開くことによって視認の障害となる位置は認められない。

(4) 廊下等から屈折して避難口に至る場合（おおむね3m以内、かつ、他の出入口がない場合に限る。）にあつては、矢印付のものを設置すること



(5) 天井付近に誘導灯を設置した場合、火災による煙が滞留し早期に視認できなくなるため、避難口の直近上部に設置すること。

